

(構成員)

第1条 大学教育研究センター研究員会議(以下「研究員会議」という。)は、大阪市立大学大学教育研究センター規程第4条に定める所長及び研究員(以下それぞれ「所長」及び「研究員」という。)をもって構成する。

(審議事項)

第2条 研究員会議は、次の事項を審議する。

- (1) 研究員の人事に関する事項
- (2) 事業に関する事項
- (3) 内規の制定改廃に関する事項
- (4) その他重要事項

(施行細則)

第2条 研究員会議の議事の手続、運営その他の規程の施行について必要な事項は、研究員会議の議を経て、所長がこれを定める。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。